

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年1月26日

担
当

東京労働局職業安定部職業対策課
課長 山本 貴彦
助成金事務センター室長 西尾 賢三
助成金事務センター室長補佐 木内 賢治
電話 03-5909-3122

緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

東京労働局（局長 辻田 博）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	長内サロン 長内 有実
	代表者氏名	長内 有実
事業所	名称	長内サロン
	所在地	東京都板橋区熊野町16-10-403
	事業の概要	理美容業
不正受給の概要	助成金名	緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	4,811,425円（納付計画策定中）
	支給決定等 取消年月日	令和4年11月24日
	内容	実際には雇用していない者を休業させたとして、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。